



# 引っ越しに伴う区役所での主な手続き

引っ越しの際は、手続きを忘れずに行いましょう。不明な点は電話で確認の上、お越しく下さい。

清田区役所 ☎ 889-2400(代表)

(青字は届け出の際に必要なもの)

		転出 (清田区から市外へ)	転入 (市外から清田区へ)	転居 (市内での異動)	受付窓口
住所の変更 (住民票の異動)	転出先の住所を確認の上、転出届を提出 (転出前または転出後 14 日以内) 届出人の氏名が確認できるもの (免許証、健康保険証など) →発行する転出証明書とともに新住所地で転入の届け出をしてください。	住民異動届 (転入届) を提出 (転入後 14 日以内) 前住所地で発行した転出証明書、届出人の氏名が確認できるもの (免許証、健康保険証など) ※新住所は○番○号 (または番地) まで、アパート・マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認して届け出てください。	新住所地の区役所で住民異動届 (区間異動・転居届) を提出 (転入後 14 日以内) 届出人の氏名が確認できるもの (免許証、健康保険証など)	戸籍住民課 1階23番 ~27番窓口	
印鑑登録	登録は転出届により自動的に廃止されます。印鑑登録証は返還するかで自分で破棄してください。	必要な方は新たに登録の手続き 登録する印鑑、本人確認ができる書類 (事前にお問い合わせください)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。		
転校 (小・中学校)	在学していた学校から在学証明書と教科書給付証明書を発行してもらい、転出先で手続きしてください。	在学証明書 転入学通知書 (入校票) を発行します。転出前の学校で発行した 在学証明書とともに転入先の学校へ提出し、手続きをしてください。			
国民健康保険	転出前に脱退の手続き、保険証の返還 印鑑、国民健康保険証、納付通知書	新たに加入の手続き (転入後 14 日以内) 保険料の口座振替をする方は印鑑 (通帳使用印)、預金通帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き (転入後 14 日以内) 印鑑、国民健康保険証		
介護保険	保険証の返還 要介護認定 (申請中も含む) の方は受給資格証明書の交付の手続き 印鑑、介護保険証、納付通知書	要介護認定を受けていた方は、加入の手続き (転入後 14 日以内) 印鑑、受給資格証明書	新住所地の区役所で住所変更の手続き (転入後 14 日以内) 印鑑、介護保険証	保険年金課 1階2番窓口	
後期高齢者医療	【道外へ転出する場合】 脱退の手続き、保険証の返還 印鑑、後期高齢者医療被保険証 【道内他市町村へ転出する場合】 住所変更手続き (転入先で手続き) 印鑑、後期高齢者医療被保険証	【道外から転入した場合】 加入申請の手続き (転入後 14 日以内) 負担区分証明書 【道内他市町村から転入した場合】 住所変更手続き (転入後 14 日以内) 印鑑、後期高齢者医療被保険証	新住所地の区役所で住所変更の手続き (転入後 14 日以内) 印鑑、後期高齢者医療被保険証		
国民年金	加入者	新住所地で住所変更の手続き ※住所異動届により自動的に住所が変更されます。 第3号被保険者 (厚生年金、共済年金の加入者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者) は、配偶者の勤務先を経由して年金事務所に届け出ることになりますので、区役所で手続きをする必要はありません。			保険年金課 1階1番窓口
	受給者	住所・支払機関変更届 (はがき) を転出先の年金事務所へ郵送	住所・支払機関変更届 (はがき) を、新さっぽろ年金事務所 (〒004-8558 厚別区厚別中央 2 条 6 丁目 4-30 ☎ 892-9313) へ郵送。厚生年金受給者も同様です。 変更届 (はがき) は右記窓口にも置いています。 共済組合から年金を受給されている方は、それぞれの共済組合にお問い合わせください。		
児童手当	転出前に受給事由消滅届の提出	新たに認定の手続き 健康保険証、手当の振込先口座番号、平成 21 年 1 月 1 日現在居住の市町村で発行した所得証明	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	保健福祉課	
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の手続き	住所変更の手続き	新住所地の区役所で住所変更の手続き	1階9番窓口	
各種医療費の助成 (子ども、ひとり親、重度障がい)	転出前に受給者証の返還 受給者証	新たに申請手続き 健康保険証、重度障がいの方は身体障害者手帳、平成 21 年 1 月 1 日現在居住の市町村で発行した所得証明	新住所地の区役所で住所変更の手続き 受給者証	保健福祉課 1階8番窓口	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉バス、福祉タクシーチケット、自動車燃料助成券等の返還 (1階6番窓口) パス、チケット、助成券等	住所変更の手続き 手帳、本人の顔写真 (身体障害者手帳は必要なし)	新住所地の区役所で住所変更の手続き 手帳	保健福祉課	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の手続き 印鑑	住所変更の手続き 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	1階5番窓口	
敬老手帳 (65 歳以上の方)	敬老手帳の返還 敬老手帳	新たに申請手続き 生年月日を確認できるもの (健康保険証など)	ご自分で新住所を記入してください。	保健福祉課	
敬老優待乗車証 (70 歳以上の方)	転出後は使用できません。 1 万円単位で未使用乗車証の納入金を返還します。5 月中に手続きをしてください。詳しくは、事前にお問い合わせください。	住民異動届 (転入届) を提出した方へ 8 月または 2 月に案内通知を送付します。	そのままご利用ください。	1階6番窓口	
固定資産税	土地・建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください。 ※電話またははがきでも結構です。				課税課
軽自動車	原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	廃車の手続き 印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新たに登録手続き 印鑑、運転免許証、前市町村交付の廃車証明書	新住所地の区役所で、標識交付証明書の住所変更の手続き 印鑑、運転免許証、標識交付証明書	2階
	軽自動、軽二輪車 (125cc 超 250cc 以下)	転出先の軽自動車協会で行う手続き	札幌地区軽自動車協会 (北区新川 5 条 20 丁目 1-20 ☎ 768-3955) で手続き		
税	小型二輪車 (250cc 超)	転出先の運輸支局で行う手続き	札幌運輸支局 (東区北 28 条東 1 丁目 ☎ 050-5540-2001) で手続き		